

## 第4回会合後メモ（加毛）

## 1. 損害賠償責任について

まず、情報銀行の損害賠償責任については、宍戸先生がおまとめになったところが正確であると考えます。そのため以下は蛇足に過ぎませんが、若干の議論の整理をしたいと思います。第三者提供先から情報流出があった場合を想定します。

## (1) 委託者による情報銀行の債務不履行責任の追及

- ① 情報流出があったことは、情報を安全に管理・利用するという情報銀行の債務の不履行を構成すると考えられます。それゆえ、委託者である個人（消費者）は、情報銀行に委任契約に基づく債務不履行責任を追及することになります。その際、委託者は、第三者提供先から情報流出があったという事実（情報銀行の債務不履行を構成する事実）と、自らが被った損害、そして両者の因果関係を立証する必要があります。
- ② これに対して、情報銀行は、自らに帰責事由がないことを立証できれば、損害賠償責任を免れることができます。具体的には、適切な第三者提供先を選任し、監督していたことに加え、第三者提供先が適切に情報を管理していたことを証明する必要があるかと思えます。情報銀行が帰責事由の不存在を立証できなかった場合には、委託者に対して損害賠償責任を負うこととなります。
- ③ 現実には、委託者が損害賠償請求訴訟を提起し、判決が出るという事例は稀であろうと思えます。通常は、情報流出が情報銀行にて明らかになった段階で、情報銀行が委託者に対して一定の賠償を申し出ることが考えられます。委託者がそれに応じれば、和解により、損害賠償請求ができないこととなります。また、情報銀行が損害賠償請求を受ける事態に備えて、委託者と情報銀行の契約（約款）において、損害賠償額の予定を定めることが考えられます。賠償額の予定は、訴訟によることなく迅速に賠償を受け得るという点で委託者にもメリットになります。他方、賠償額が不当に低く設定されているような場合には、委託者が訴訟において当該条項の効力を争うことが考えられます。
- ④ このほか（上原先生がご指摘になったところですが）委託者にとって第三者提供先からの情報流出があったことを立証するのが難しいという問題については、次のように考えられるのではないのでしょうか。委託者は、情報漏洩の疑いをもった場合には、通常、情報銀行に対し（苦情相談窓口などを通じて）調査を求めるように思われます。そして、情報銀行は、委託者との委任契約に基づき、第三者提供先からの情報漏洩がないかを調査する義務を負うものと考えられます。調査の結果として、情報漏洩が発覚した場合には、③の裁判外での賠償の支払い（あるいは、①・②の損害賠償請求訴訟）というルートに乗ってくると思います（他方、情報漏洩の事実が判明しなかったという調査結果が出され、それに委託者が不満を抱くのであれば、①・②の損害賠償請求訴訟のルートとなりましょか）。

(2) 情報銀行による第三者提供先の債務不履行責任の追及

- ⑤ (1)において、情報銀行が委託者に対して損害賠償の支払いをした場合、情報銀行は第三者提供先に対して損害賠償をすることができます。この場合も、情報銀行と第三者提供先の契約(情報の利用に関する契約)に基づく責任の追及になるものと思います。すなわち、情報流出が第三者提供先の債務不履行を構成することを前提として、情報銀行は、委託者に対する賠償の支払いという損害について、賠償を請求することになります。それに対して第三者提供先は自らに帰責事由がないことを立証するという構造になります(第三者提供先が帰責事由の不存在を立証できれば、損害賠償責任を免れることになります)。
- ⑥ ⑤のような損害賠償責任の追及を前提として、情報銀行と第三者提供先の契約の中で、予め損害賠償責任の分担について定めをしておくことが、現実的であろうと思います。

(3) 委託者による第三者提供先の不法行為責任の追及

- ⑦ 委託者が第三者提供先の責任を追及しようとする場合、委託者と第三者提供先の間には契約関係は存在しないので、不法行為責任の問題となります。委託者は第三者提供先の過失、損害、加害行為と損害の因果関係を立証する必要があります。委託者は過失を立証しなければならず、その負担は大きいと考えられます(それゆえ通常は情報銀行の債務不履行責任を追及することになるのではないのでしょうか)。

2. 委託者による同意の撤回による第三者提供先の損害の問題

次に、前回会合で、立谷構成員が指摘された、委託者の同意の撤回と、第三者提供先の損害の問題につきまして、若干のコメントをしたいと思います。

立谷さんの挙げられた例は、第三者提供先である企業に対する社会的評価の低下に伴い、委託者が当該企業に対する情報提供の同意を撤回した結果として、当該企業によるサービスの提供が不可能になるというものでした。社会的評価を低下するような行為をした企業が不利益を被っても仕方ないとも考えられますが、そのように単純に割り切れない事例もあるように思います。

例えば、A社の従業員が不祥事を起こし、多くの消費者が「その業界はけしからん」と考えて、情報銀行に対して当該業界への情報提供の同意を撤回したとします(あるいは、消費者が「A社だけがけしからん」と思っても、同意の撤回の単位が「〇〇業種」であるとすれば同様の状況が生じます)。この場合、同業のB社がとぼっちりを受けて情報提供を受けられなくなり、計画していたサービスの提供を中止せざるをえなくなったとします。その結果、B社が被った損害をどのように処理するかが問題となります。

B社が交渉力の強い大企業であれば、情報銀行との契約において、提供される情報の量・質について取り決めをしておくことで、情報銀行の債務不履行責任を追及し、損害(の一部)

を情報銀行に負担させることが可能かもしれません。しかし、第三者提供者がベンチャー企業などの場合には、自ら損害を引き受けざるを得ないこともあろうかと思えます。その結果、当該企業が破綻に追い込まれることもあるかもしれません。このような事態が生じる可能性をどのように考えるかが問題となります。

情報銀行という業態が今後成長していくためには、第三者提供先として様々なサービスを提供する企業が登場し、成長していくことが必須であろうと思えます。その意味では、情報銀行から情報提供を受けて多様なビジネスを展開するスタートアップ企業が増えることが望ましいといえます。そのような観点からは、立谷さんのおっしゃる「第三者提供先の権利」の問題も重要であると考えられるわけです。

もっとも、この問題は情報銀行と第三者提供先の契約内容にかかわり、今回の検討会の審議対象ではないというべきかもしれません。ただ、将来的な実務の展開を考えるうえでは、頭の片隅にとどめておいた方が良いように思われる次第です。